

# 私募債を活用した脱炭素化企業の取組支援実施要綱

制定 令和5年6月6日 5産労産計第148号

## (目的)

第1条 この要綱は、中小企業等の脱炭素化への取組の推進と脱炭素社会の実現に向けた機運醸成のため、東京都（以下「都」という。）が、金融機関と連携し、脱炭素に取り組もうとする中小企業等の私募債を活用した資金調達とPRを支援する「私募債を活用した脱炭素化企業の取組支援事業」の実施に関して基本的な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本事業 特に定めがない限り、この要綱においては、私募債を活用した脱炭素化企業の取組支援事業のうち、第4条に定める補助対象事業者が私募債発行の際に必要な費用の一部を、都が補助する事業を指す。
- (2) 中小企業等 会社法（平成十七年法律第八十六号）で定義する会社であって、東京証券取引所が開設するプライム市場に上場していないもの
- (3) 取扱金融機関 第3条第1項により指定された金融機関
- (4) 環境寄付型私募債取扱金融機関 私募債発行手数料の一部を環境団体等へ寄付するスキームを取り扱う金融機関であって、第3条第2項により都と協定を締結したもの
- (5) 私募債 金融機関が直接引受けを行う社債
- (6) 評価機関 企業の脱炭素化への取組状況を評価する機関であって、取扱金融機関及び第4条に定める補助対象事業者以外の第三者機関
- (7) 事業年度 本事業における事業年度をいい、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、事業開始年度においては、事業の開始日から最初に到来する3月31日までの期間を事業年度とみなす。

## (取扱金融機関の指定及び環境寄付型私募債取扱金融機関との協定締結)

第3条 本事業で連携する取扱金融機関は、別に定めるところにより都が公募し、別に定める指定取扱要領に基づき都が指定する。

- 2 この要綱に定める本事業とは別に、環境寄付型私募債取扱金融機関と連携する場合、環境寄付型私募債取扱金融機関は、別に定めるところにより都が公募し、個別に協定を締結する。連携に当たって必要な事項については、別途協定で定める。

(補助対象事業者)

第4条 本事業の補助対象者となる者(以下「補助対象事業者」という。)は、原則として次に掲げる要件を全て満たす中小企業等とする。

- (1) 脱炭素化に取り組んでいる、又は取り組もうとする法人であること。
- (2) 東京都内に事業所を有する法人であること。
- (3) 取扱金融機関が直接引受者となり私募債を発行すること。
- (4) 以下の事業を営んでいないこと。
  - ア 宗教教育その他宗教活動に該当する事業
  - イ 政治活動に該当する事業
  - ウ 違法若しくは適法性に疑義のある事業又は公序良俗に問題のある事業
  - エ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)により定める風俗営業など)
  - オ 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、靈感商法など公的資金の補助先として適切でないと判断される事業
- (5) 現在かつ将来にわたって、暴力団員等(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下「暴力団員等」という。)に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。
- (6) 法令等で定める租税についての未申告、滞納がないこと。
- (7) 本事業による私募債発行に関して、他の補助金を受給していないこと。

(役割分担)

第5条 本事業の実施に当たっては、都及び取扱金融機関が次のとおり役割分担を行い、相互の協力により適正かつ円滑を期するものとする。

- (1) 都は、取扱金融機関を選定し、本事業の実施に必要な事項について、必要に応じて別途協定等を締結するとともに、必要な要綱等を制定する。  
また、予算の範囲内において、中小企業等が私募債発行時に要する費用の一部を補助する。
- (2) 取扱金融機関は、本事業に基づく私募債発行に関する審査を行い、中小企業等の私募債引受けを行う。  
また、評価機関の指定を行うとともに、必要に応じて中小企業等が評価機関から受けた評価への助言や、対外的PRへの支援を行う。

(私募債発行条件)

第6条 私募債の資金使途は事業性資金とし、金額・期間・利率等のその他の条件については、取扱金融機関の定めるところによる。

(都の補助)

第7条 本事業においては、私募債を活用した資金調達と脱炭素化に向けた取組の対外的なPRを支援するため、中小企業等が私募債発行時に負担する費用の2分の1以内の額を、上限額を200万円として、都が補助対象事業者に補助する。

ただし、対象とする費用は、保証料や利息等を除く発行時のみに発生する費用であって、あらかじめ取扱金融機関が都に申し出を行い、都の承認を得た手数料項目とする。

なお、消費税及び地方消費税相当額は補助対象経費から除外する。

(本事業の手順)

第8条 本事業の手順は、原則として以下のとおりとする。

- (1) 中小企業等は、取扱金融機関に対し、本事業による私募債発行の申込みを行う。
- (2) 取扱金融機関は、当該申込内容を審査の上、適当と認めた場合には、評価機関に対し、中小企業等の脱炭素の取組状況に関する評価の申込みを行う。
- (3) 評価機関は、脱炭素の取組状況に関する評価を行い、取扱金融機関及び中小企業等に対して評価結果を通知する。
- (4) 取扱金融機関は、評価内容を確認の上、中小企業等が補助申請に必要な確認書等の書類を作成するとともに、私募債の引受けを行う。
- (5) 都は、中小企業等が負担する私募債発行手数料の一部について、中小企業等からの申請に基づき、第7条により算定した金額を補助する。

(重大な違反行為があった場合の措置)

第9条 都は、取扱金融機関に、法令又はこの要綱に違反する重大な違反行為等があった場合、本事業の実施に当たり都が締結した協定等を解除するなど、当該機関を本事業の実施主体から除外するため、必要な措置を講じることができる。

(その他)

第10条 都は、本事業を実施するために必要があると認めるときは、取扱金融機関に対して評価、私募債発行業務の状況その他参考となる事項について報告及び資料の提出を求めることができるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 (令和5年6月6日付5産労産計第148号)

この要綱は、令和5年6月6日から施行する。